

（午前10時40分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私、いつも勝負服というのはブルーのカッターシャツなんですけど、今日はちょっと白にしてみました。一般質問をする相手の市民課長が、「白のほうが清潔感がある」と言うたんで。ほんなら、さっき休憩室でお茶を飲んだらこぼしてしまいました。青にしといたらよかったと思います。

最近、僕、いつもしゃべらせてもらうんですけど、ユーチューブをよく見るんですけど、橋本市の福祉センターで「久ちゃんと話そう！」というのが、第4回が教育長がゲストやったんで見ていました。教育長、理念もあって、すごくハンサムでしゃべりも上手なんで、すらすらと入ってきて、30分もうちょっと見ていたと思うんですけど、次辺りは消防長とか病院の事業管理者、池之内さんとか副市長とか、次ゲストで出たらいいなと個人的に思いました。全国学力テストもありまして、小学生はぼちぼち頑張ったなと思うんですけど、中学生は平均よりもうちょっと次、今の教育長やったら上げてくれるなと思って、ここにロックオンしていたんですけど、応其小学校の学テの話とか、すごく魅力的な話をしたんで、きっと橋本市の子どもたちの豊かな心と、別に1番じゃなくてもいいので中

の上ぐらいに羽ばたいていたらなって、教育長には大きな期待を申し上げ、「久ちゃんと話そう！」、これがもっと飛躍できるように、皆さん、見てあげてください。僕、個人的には『徹子の部屋』より久ちゃんの部屋のほうが面白いと思います。どうぞよろしくお願います。

それでは、質問させていただきます。二つございます。

大きな1番目でございます。住民票・印鑑証明などコンビニ交付サービスについて。

このサービスが提案され、今日に至るまでの成果と実績をお伺いいたします。また、今後のサービス向上のための利用者さまからの意見などありましたら教えてください。

大きな二つ目でございます。本市の農林振興についてでございます。

令和2年に農業振興条例が議決され、本市の農業施策に対して行政の取組姿勢がうかがえる感じがしております。この条例を踏まえて、本市の農業、具体的に課題をどう捉えて業務となるのか。今回は一步踏み込んで以下を伺います。

一つ目、この条例施行からのメリット・デメリット。

二つ目、耕作放棄地の現状と農業に係る課税について。

三つ目、現在の農業者に対するの支援。

四つ目、新規就農者拡大と支援。

五つ目、市民農園の成果。

六つ目、生産者に対して新たな農産物の営業などありますか。

七つ目、橋本市新ブランドの進捗状況。

八つ目、今回、議長のお許しを頂きまして資料を配付しているんですけども、し尿処

理・ごみなどでリサイクルの肥料。チラシを見て、また個々に意見をください。

九つ目、鳥獣被害の推移と対策。

10個目、道の駅の計画はありますか。

以上、壇上からの質問でございます。ご答弁のほうよろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君の質問項目1、住民票・印鑑証明などコンビニ交付サービスに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）住民票・印鑑証明などコンビニ交付サービスについてお答えします。

マイナンバーカードの交付が平成27年1月から始まり、本市では翌2月からご自分のマイナンバーカードを使い、コンビニエンスストアに設置している複合端末機、いわゆるマルチコピー機で住民票や印鑑登録証明書、税証明を自ら取得いただける行政サービスとしてコンビニ交付を実施しています。

マイナンバーカードの交付数は、令和3年8月末現在2万4,958枚となり、本市人口の40%を超えました。これに比例し、コンビニ交付による証明書交付枚数も増加しており、令和2年度実績は、住民票3,192枚、印鑑証明2,958枚、税証明485枚であり、同市の証明書発行数の約14%、今年度8月末現在では約18%を占めています。

また、利用しているコンビニエンスストアを見てみますと、令和2年度実績では市内店舗での発行が5,689枚、市外店舗は946枚となっています。市外店舗のうち県内は272枚、県外が674枚となっており、県外での利用が増える傾向にあります。

多様な生活様式、コロナ禍による密を避ける行動などにも対応が可能となっており、市民の利便性の向上につながっていると考えま

す。

利用者さまからは、「全国どこのコンビニでも証明書が取れるので便利だ」、「窓口よりも100円安くてよい」と意見を頂く一方、「操作方法が分からない」との問合せを頂いており、カード交付時や問合せを頂いた際に、より丁寧な利用案内を心がけてまいります。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君、再質問ありますか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ご答弁ありがとうございます。走って質問させていただきます。

まず、担当窓口でいろんな書類をもらうときに封筒、こういうのを頂くんですね。ここに発行できる証明書、コンビニサービス実施中とPRしとるんで、PRすることはいいことです。ただ、今回の議論は、利便性を求めているということに関してはすばらしい答弁と成果であると一定評価します。私、個人的に、皆さんはどう思うか分かりませんが、この100円安いというのは評価になるのか否か、平等性が担保できているのかどうかということテーマに質問させていただきます。

そもそも過去にわたって社会情勢も踏まえた上で、新聞で第1号、セブンイレブンか何かチラシに載ったと思うんですけども、そのときは利便性を考慮してというのが一番重たかった。近くにコンビニでこういうサービスができるというのが一番大事であるというような趣旨でつくったように思うんですけど、見解はいかがですか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）利便性の向上というのが一番の目的であります。それと、それに併せてマイナンバーカードの普及促進という側面もありますので、そういった点からコンビニ交付を実施しております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）今回答弁でも、たまたまコロナ禍ということで密にならなくてよかったという副産物もあります。しかしながら、やっぱり利便性重視、マイナンバーも分かるんですけども、本庁に出向いていただいている方と外の方、100円違うということに対してはいかがですか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）このコンビニ交付を始めたときに、以前の自動交付機も稼働しておりまして、その手数料が200円ということで、それに合わせて200円ということになっております。それと、自動交付機を廃止したときにおいても、先ほども言いましたけれども、マイナンバーカードの普及促進、コンビニ交付の利用促進ということで200円に据置きをしております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）今の答弁を聞いていると、マイナンバーもついてくるんで、マイナンバー普及のためやったら100円安いほうがみたい、ぶら下げられとるような気をしてしまうんですね。それは市の戦略なんで、今までそれでいくんであれば一定期間いけばいいと思うんですけど、やっぱりこの200円の決めた根拠というのがいかなものかなという。安いにこしたことはないのは分かるんです。ただ、本庁に足出向いて来ていただいている方は300円、前に玄関先に同じような機械があったと思うんですけど、早い話がもともと本庁にあった市民課のコピー機兼その機械ですね。あれがリースか何かであれしとったと思うんですけど、あれをもう一回置くことはできないんですか。それを例えば200円に合わすとか、そういう案はいかがですか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）以前、玄関に置いてあったコピー機につきましては、たしか3

年で360万円ほど経費がかかったかと思いません。それに比べてコンビニのほうで手軽に、自分の自宅の近くでマイナンバーカードを利用して住民票を取れますので、特に今、玄関にそういったマルチコピー機を置く予定はしておりません。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）売上げのことは分からないですけど、マルチコピー機のところに置けばそれも200円でいけて、職員の手が軽減できるというメリットも出てくると思います。ただ、今すぐどうではなくて、金額を決めるというのは条例変更になるんで政治的な判断になるかと思うんで、そこまで詰めた質問はしませんけども、やはり根本的に戻って話しすると、例えばコンビニ、利便性を物買うというのは、僕が例えば缶コーヒー1本を買いに行くのに、好きな缶コーヒーをケースで買うときたまにあるんですけど、問屋へ行きますね。大きいところへ行きます。ちょっと飲みたい、友達とおるとき飲みたいになったら、コンビニで買います。値段ちやいますよね。100円以下で買える。ほんで、コンビニやったら110円ほどする。どうしてもと言うんやったらその辺の自動販売機で買う。自動販売機が当然130円ぐらいしますよね。何でこの値段の差があるかというのは、皆さんご存じのとおり利便性で近くにあったらあるほど高いわけじゃないですか。これが橋本市のこういう資料をもらうのに矛盾しているということをお願いなんです。

別に200円にせえ、安くせえと言うてないです。逆に言うたら、外のを300円にしたらいいと思うんです。橋本市、金ないんでしょう。300円にして100円上げたら、コピー機の横にもう一回置けるじゃないですかという話をしたいんであって、今すぐどうではなくてもいいんですけども、この辺を一定の理解を頂け

るんであればその矛盾しとる値段について整合性を取っていただきたいんですけども、整合性を取ってくれるのかどうか、値段をどっちかにきっちり合わせてくれるのかどうか、いつまでにやってくれるんか、この三つをお答えください。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）コンビニ交付が200円で窓口で300円。この点につきましては、マイナンバーカードがあれば全ての方が200円で取れるということです。極端な話、市民全員がマイナンバーカードを取得していただいたら、一定の平等性は担保できるというふうに考えております。ただ、今のコンビニ交付の料金、手数料について低いという点につきましては、やはりマイナンバーカードの普及ということもありますので、そのマイナンバーカードの普及が一定進んだら、やはり統一すべきであると思えます。

200円を300円にするのか、窓口の300円を200円にするのかというのはありますけれども、やはり一定の時期、マイナンバーカードの普及が進みましたら、内部で検討して統一をする必要があるというふうに考えております。

時期につきましては、なかなか今すぐお答えするのは難しいんですけども、国のほうもデジタル化を進めておりますので、そういった国の取組と共同して市も取り組むことで、できるだけ早く統一できたらいいなというふうに思いますが、まだ時期については明言は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）落としどころとしては、過去への平等性も言いたいんですけどそれを言わずに、未来に対しての平等性ということで、今現状の平等性を担保するためにいつまでに統一してほしいというのはやっぱり言う

てほしいんですけど、部長の口からはこれが限界やと言うんであれば、例えば副市長、この辺やっぱりある程度線引きせなあかんと思うんです。その辺について一言だけお答えいただけますでしょうか。やっぱり事務方のトップなんで。いつまでにするってできれば言うてほしいんですけど、言えない場合であれば、マイナンバー100%普及するなんて、100%を目標に頑張るとするのは行政当たり前のことです。でも、現実というのは、ワクチンもそうでしょう。100%というのは絶対、人それぞれ考え方、性格もあるんで、100%を目標にして十中八九いけばええって、これでええと思うんですけども、いつまでマイナンバー普及でとか、国がこない言うところからって、国の基準に合わせて待つるといったら、国がマイナンバーこの辺でええわって言うまで200円と300円の格差がずっと出てくるわけですね。副市長、最後にお土産を頂いて、この質問を終わります。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）確かにその公平性という意味では、いずれかの時期に統一しなければならないというのは実は私も実感をしておりまして、この間から親戚の者の手続きの関係で窓口交付に行ったんですけども、そのときには委任状が要ったりいろいろかなり手数料がかかりました。もう一つ書類が窓口に行くに要ったりするんです。それだけ手数料がかかっているのに100円高いというのは矛盾かなと思えますので、そこところは議員おただしのおおいかと思えますので、今後統一することについてはお約束をさせていただきたいと思えますけども、時期の点につきましては急に言われたんで、今内部でも協議はしておりませんし、マイナンバーカードの100%はないというのはそのとおおいかと思えますので、どこかに基準を引いて、マイナンバーカード

がどの辺まで来たらということの設定をさせていただいて、一応考えさせていただきたいと思いますので、ご理解ください。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、本市の農林振興に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）本市の農林振興についてお答えします。

議員おただしのおり、橋本市農業振興条例につきましては、昨年12月市議会定例会において可決され、本年度4月1日より施行されています。本条例は、近年、農業及び農村が抱える行政課題が複合・複雑化している現状を捉え、基本理念や基本方針の制定により、農業・農村の振興の方向性を明記するとともに、行政や市民、農業者等がそれぞれの役割により、主に農村地域の課題に対処する目的で制定しました。

また、条例には補助金の交付についても明記しており、課題達成に必要な施策については必要な財政出動もできることとしています。

まず、一点目の条例制定からのメリット・デメリットについてですが、メリットといたしましては、条例の制定以降、農業者に対する補助制度については、原則、条例及び施行規則の理念に基づき一元的に支援できるようになりました。農業者の皆さまが補助制度を検討する際も、農業振興条例施行規則をご覧いただければ一目で支援制度をご確認いただけます。一方でデメリットについては、現時点では思い当たりませんが、条例施行後約半年しか経過しておらず、今後、農業者の要望等を定期的に聞かせていただき、柔軟に対応させていただこうと考えています。

次に、二点目の耕作放棄地の現状と農業に係る課税についてですが、本市では農業委員会が農地法に基づき、毎年市内にある農地の

全筆を対象に農地利用状況調査等を行っています。

令和2年度の調査では、調査対象面積1,858haのうち、適正に管理された耕作面積は74%にあたる1,380haで、残る26%にあたる478haが遊休農地・荒廃農地等となっています。

この478haのうち、再生利用が可能と判断されているものは28%で135ha、一方、耕作が見込めない、あるいは山林原野化した農地は再生可能な面積を上回り、57%で271haという状況にあります。

遊休農地・荒廃農地等となる要因として、農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少、中山間地域に点在する狭小な耕作地など不便な環境条件、鳥獣被害による耕作意欲の低下など多様であると考えています。

今後の対応としましては、遊休農地・荒廃農地等に関わる情報を様々な手法で積極的に公開し、地域住民の方々と現状を共通認識し、その上で人・農地プランなど話し合いの場を持ちながら進めていくことが極めて重要であると考えています。

続いて、農地に係る課税についてですが、農地は市税である固定資産税が課税されることになります。固定資産税の課税にあたっては、税務部局が登記上の地目ではなく土地の現況により課税しますが、農地の場合、農地法の規定により農業委員会が農地かどうかの判断を加えた上で課税を行う場合もあります。耕作放棄地がたちまち農地でないと判断することはありませんが、国等から示されている要領に基づき、関係部局で連携しながら、税の公平性を確保しつつ今後とも慎重に取り組んでいきたいと思っています。

また、平成28年4月の農地法改正に伴い、耕作放棄地の課税強化が実施され、所有者が農地を放棄した上で、その農地の今後の利用方法の意向を示さない場合、課税額が通常の

1.8倍になることになりました。

しかしながら、制度要件が複雑で、課税強化を行うためには、県農地中間管理機構と連携し、一定の基準を満たした農地しか対象とならず、これまで市内はもとより県内において課税強化された実績はありません。

次に、三点目の現在の農業者に対するの支援についてですが、農業振興条例による市単独での農業者支援制度に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が落ち込まないように、令和2年度より国の地方創生臨時交付金を活用した橋本市農産物等インターネット販売促進事業や橋本ふるさと便事業で農業者を支援しています。

二つの事業を活用して、より多くの方に橋本市産の農産物を贈ってもらったり食べてもらうことで、本市産農産物の認知度を向上し、リピーター獲得につなげていくために取り組んだ事業ですが、新型コロナウイルスが終息しない昨今において、家庭消費の高まり、いわゆる巣籠もり需要に対応するため、農業者のインターネット販売の支援に注力しているところです。

次に、四点目の新規就農者拡大と支援についてですが、新規就農者向けの補助金としては国の農業次世代人材投資資金があります。この制度は、独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有しているなどの一定の要件を満たしている場合、一人当たり年間で最大150万円の交付金を最大5年間受け取ることができる制度です。

本市では、将来の農業を牽引してくれる新規就農者を支援するため、平成27年に農林振興課に就農支援係を新設以来、新規就農者や農業経営の相談、農地貸し借りのマッチング事業等で、農業次世代人材投資資金の活用を支援しています。

なお、農業次世代人材投資資金の交付要件は年々厳しくなっていますが、これまで本市でこの事業を活用した新規就農者は24名おり、令和2年度は和歌山県における交付対象者約130名に対し、本市での交付者は18名と新規就農者の拡大にもつながっています。

次に、五点目の市民農園の成果ですが、農業者以外の市民が野菜等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市内13箇所市民農園を開設しており、都市型市民農園である「はしぼうファーム」を除いて、1区画900円から1,500円、1坪当たり年間150円で貸し出しています。

市民農園の場所や接道などにより区画の空きに差はありますが、令和3年8月末現在で全320区画のうち268区画、約88%の区画を利用いただいています。課題としては、通路部分や未利用区画の草刈り、新規利用者の区画の耕起などに人員を要していることで、こうした作業を民間に委託するなど業務効率を高めていく必要がありますが、市民が気軽に農業を楽しんでいただく場所を提供し、より多くの方に農業に興味を抱いていただくという成果は果たせていると考えています。

次に、六点目の生産者に対するの新たな農産物の営業についてですが、市の業務において市場のニーズや動向を把握することも必要であり、市内外の事業者等と情報交換する機会が多くあります。そうした中で得た情報を農業者に伝え、農業者が当事者と直接関わっていくことは、農業者所得向上のために必要なことであると考えます。

具体的には、白ゴマや赤シソなどの農産物は農家への提案から最終的には商品化まで至っており、今後も市がつかんだ情報を農業者に営業・提案し、農業者と事業者の橋渡し役となるよう取り組んでいきます。

次に、七点目の橋本市の新ブランド推進状況についてですが、本市では平成30年度から高野山麓精進野菜を本市の新たなブランド野菜とすべく取り組んでいます。

本取組は、主に農家の所得向上のため実施しており、農産物の産地化及びブランド化を並行して行う取組となっています。今年度の取組としては、生産者を橋本・伊都地域に広げるとともに、昨年検証した菌体資材を生産者に配布することで、土壌及び農産物に与える効果をモニタリングしたり、ベテラン農家と県がタイアップした技術講習会を実施するなど、生産農家の増加と生産力の強化を進めています。

また、和歌山大学観光学部と共同で高野山の宿坊などにアンケートを実施し、高野山麓精進野菜を含めた地元食材の利用について調査するとともに、食材利用についての営業を行うことになっており、併せて市内の和食料理店についても同様のPRをしていきたいと思えます。

また、新たな出荷先や加工品についても検討を進めており、和歌山信愛女子短期大学と市外の加工技術を持った法人とともに、産官学連携事業として高野山麓精進野菜を使用した保存食品を作る協議を始めています。

今後のブランド野菜としての取組の方針としては、高野山の宿坊や地元和食料理店に精進料理として利用いただくという地盤を固めながら、加工や市場流通などの川下を確保することで、生産、流通を強化したいと考えています。

次に、八点目のし尿処理・ごみでリサイクル肥料についてですが、肥料は農産物を育てるのに必要不可欠なものであり、化学生成肥料から有機成分を含んだものまで様々な肥料が流通しています。化成肥料は即効性があるため多くの生産者で利用されていますが、土

の栄養不足分を人為的に製造された化学成分で補うため、土壌の生態系を壊してしまうというデメリットがあり、農林水産省が本年7月に発表した、みどりの食料システム戦略でも、2050年の目標として農薬、化成肥料を削減した農法への指針が示されており、環境に配慮した持続可能な農業経営が、今後我が国の農業のめざすところとなっています。

本市は古くから養鶏業が盛んで、養鶏場へ出た鶏ふんを発酵させた発酵鶏ふんは身近な肥料として広く利用されてきましたが、これは地元で出た鶏ふんという廃棄物をリサイクルして肥料にしたもので、委員のおただしに近いものだと思います。

さて、し尿汚泥やごみ処理については、他町との広域処理を一部事務組合として行っていますので、具体的な実施には様々な課題があると思えますが、リサイクルにより肥料化されるということであれば、循環型社会の形成に向けて寄与できることと考えます。

今後、各組合などにおいて肥料が生産された場合、農家の協力の下、肥料としての効果を確認し、有効であると考えられる場合には、市内の農家に活用の呼びかけを行うなど普及に努めてまいりたいと考えます。

次に、九点目の鳥獣被害の推移と対策についてですが、本市は有害鳥獣の捕獲に取り組んでいます。本年については、豚熱の影響で捕獲量が2分の1以下となっていますが、令和2年度捕獲実績を5年前の平成27年度と比較すると、イノシシは482頭から1,000頭と約2倍に、鹿は47頭から177頭と約3倍と大幅に増加しています。

また、有害鳥獣による農産物被害は、平成27年度には1,436万円でしたが、令和2年から平成30年までの被害総額の平均が1,148万円となっており、減ってはいるものの依然農作物の被害が多く深刻な問題となっています。

鳥獣害対策の基本は駆除と防御です。駆除は市猟友会と連携し、有害鳥獣を捕獲し処分しています。これについては国や県の補助金を活用し、捕獲に対しての駆除報償費の支払いを行い、猟師の皆さまの意欲を向上させていますが、その一方で平成26年度に発足した鳥獣被害対策実施隊人数が121名から現時点で162名と増加しているものの、近年において猟師の高齢化が進み、また有害鳥獣捕獲に従事する担い手が減少していることから、捕獲数の増加に比例した人材の確保が追いつかず、一人ひとりへの負担が増加しています。

今後は、有害鳥獣捕獲に従事する新たな担い手の確保のため、引き続き農業者に対し猟師免許の取得を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊に対しては、技術の向上を図る研修を実施するなど人材育成に力を入れたいと思います。

また、防御については、農業者が防護柵を設置する際に補助金を交付し、より多くの農地を少ない経費で設置できるようにしています。これまで県補助金を活用した施策に取り組んできましたが、県事業以上の要望に応えるため、本年度より市農業振興条例による市単独での防護柵設置事業を新設しました。これにより、今まで以上に農作物被害の軽減に向けた取組が進むと考えます。

最後に、十点目の道の駅計画についてです。本件につきましては、4年前の平成29年12月市議会定例会の一般質問において、中本議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、現在も本市における具体的な道の駅計画はございません。ただし、今後一切つくらないという意味ではなく、道の駅が持つ道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核とした地域の連携機能の三つの機能が確実に発揮され、住民や関係機関等含め機運が最大限に高まっ

た折には、話合いの場を設置し議論したいと考えています。

現在、いまだ終息しないコロナ禍の状況の中、時代の変革期を迎えていると思います。人流や消費の形態など大きく変化し、直売所の役割も今後どうなるか分からない状況です。

今後、時勢に遅れることなく判断したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君、再質問ありますか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）長い答弁、コンパクトにありがとうございます。思ったより時間が取れました。ありがとうございます。

順を追ってお伺いするんですけども、やっぱり根本的に人であると思うんですけど、今の農林振興課長ね、農業詳しくて、農林振興課自体が雰囲気が変わりましたよね。徐々に来て、逆に彼がいなくなったら次どうなるのかというのが、一般質問の通告ではないんで、多分大丈夫であろうと思うんですけども、その辺も未来につないでいてほしいということを冒頭、要望させていただきます。

二点目と次、皆さんに資料を配付してあるんで、これを見て個々に思っほしいということもあるんですけど、環境部長、またコメントを時間があつたらください。

そしたら、順を追って質問します。農林振興条例をすること、デメリット・メリット、あると思います。時間をかけないと分からないというのは当然だと思うんですけども、根本的な基礎中の基礎なんですけど、まず補助金の財源確保はどうなっていますか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）令和3年度、当初予算措置されています。農業振興条例施



行規則に基づく予算2,570万円の財源ですが、地方創生交付金で350万円、県補助金で25万円、産業振興基金925万円、一般財源が1,270万円となっています。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）地方創生、もっと欲しいなと思うんですけども、結局、産業振興基金、これ、ふるさと納税が色変わるとるだけですよね。あと一般財源1,200万円。2,000万円ぐらいのお金がこれ、橋本市を思ってくれた人、橋本市民のお金、これでやるとるんです。これ、なくなったらどうするんですか。補助金の平等性とかも踏まえてお答えください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）補助金の改正は、施行規則を改正することによりできていると思っています。議員おただしのおり、財源が困難となった場合も改正する一つの判断基準となり得ますが、基本は財源の議論ではなくて、農家に意見聴取を行った上で施策としてきっちりと判断し改正する所存でございます。例えば時代の流れで新しい補助制度ができたとしても、過去の事業者に交付はしないのと同じ考えで、補助制度が廃止となった場合、それ以降の方には補助しない。法的には平等性は問題ないと考えます。

しかしながら、制度があるうちはしっかりと普及啓発をしていきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）これはまた今回の通告ではないんで考えていってほしいと思うんですけど、やはりこれ、財源確保というのはどんな事業をするにも優先順位って、財政課長ね、目合うんで、よう頑張ってくれとると思うんです。財政課長の立ち位置からしたら、また考え方も違うかも分かりません。縮めて

いかなあかん立場ですから。でも、条例を敷いて議決しとるんで出していく分には問題ないと思うんですけども、要はほんまに財源というのは、一般財源というのは時の市長で行けばいいと思うんです。でも、ふるさと納税の基金を産業振興基金に行って、DMOにもたくさん行っていますよね。これ、こっちにも行っていますよね。ほかに使わなあかんところあるんちゃうのという議論は、また後日させていただきます。

この補助金交付に対して条例で、規則や罰則規定というのがうたわれてないんです。この点についてはいかがですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）条例上の罰則は、地方自治法第14条第3項に規定されています。罰則を規定することができるものとされています。しかしながら、橋本市農業振興条例は、本市の農業、農村がめざす方向性を示したものであって、理念的な性格でつくられています。そうしたことで、条例上の罰則は設けていません。

ただ、関連法としまして、農地法等上位法にはきっちとした罰則もありますので、農業振興条例に罰則規定はなくても、上位法でしっかりと規制を加えることは可能だと考えています。また、補助金の不正受給等につきましても、橋本市補助金等施行規則等で返還等の措置を加えることができますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）理解しました。よろしくお願ひします。

二点目です。答弁にあったように共通認識していくことが最短であると思うんですよ。今回伺いたいのは、農林振興課目線で山間部とか、ある程度その調査困難のところは理解しているんですけど、平地、ベッドタウン以

外で住民が日常生活する空間での近隣の農地、隣近所が草ぼうぼうとか、明らかに耕作放棄地やと。近隣住民からのクレームが来ている。この相談に対してどのように対応しているのか、お答えください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）昨日も9番議員のご質問に少し触れさせていただいたんですが、農地の除草や苦情などにつきましては、直接市民の方から窓口や電話でご相談を頂いたり、区・自治会等を通じて要望を頂く場合があります。対応につきましては、連絡を頂いた後、現地の確認や土地所有者の氏名や住所を調査し、農地の適正な管理についてお願いという文書を通知しております。ご協力いただけない場合は、再度要望があった場合には、電話で直接土地所有者にお伝えし処理等を行っていただいています。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ここはきれいな答弁で分かりやすいんですけど、現場、部長のイメージコール現場、これ、もう一個踏み込ましてもらんですけど、現場をもうちょっと見ていただきたい。電話クレームが来とるけど、いつまでたっても調査にけえへん。忙しいさかい見に行っていない。こういう事実があるんやということを議場で申し上げておきます。今後、改善してほしいと願いますので要望で結構です。要望を受理するかはそちらの判断で結構です。ただやっぱり近隣住民、お年寄りとか女性の方、草刈り機が使えない人がおったら、ヘビが出てったりとかいろいろあるんで、その辺は思いやりを持って接していただきたいと、担当課の一番現場の方にお伝えください。

二つ目、その課題に対して解決できないこと、農地ではない土地に課税をするというその平等性についてはいかがですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）農地でない土地に課税をするという平等性ということでお答えさせていただきます。

農地とは、農地法第2条第1項に、耕作の目的に供される土地と定義されています。この耕作の目的に供される土地には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても、耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地とされ、休耕地や不耕作地も含まれるとされています。

議員おただしの農地ではない土地、非農地につきましては、農業委員会が実施する農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、調査した農地が土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難である場合や、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合など再生利用が困難な農地である場合には、非農地判断を行うこととなっています。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ありがとうございます。きっちり判断してやってほしいと思います。

ここからさらに行きます。総務部長も後でお伺いします。本市って、この議場で償却資産税という言葉をよく聞きますね。別に償却資産税に触れるつもりはございません。ただ、平等性を担保して全員から一律取っとるんであれば、何も問題はございません。僕はそこまで申し上げるつもりはないんですけど、答弁で関係部局と連携していると今言うていんですけど、その点きちんと連携しとるんであれば、経済部側から税が所管しとるときに連携して、これはこうやから取っていくぞ、もしくは取ってくれ。税の係の判断で、明らかに航空写真に基づいてアウトとか、こういうこ

とはよくあることやと思います。

先に総務部長に聞くんですけど、逆に関係部局と連携しとると言うたら、償却資産税も踏まえた上で、関係部局の了解をもうてちゃんと平等性を担保して、市長、副市長、総務部長、ちゃんと了解して償却してこれを取っとるんかということ为先、聞きたいです。お願いします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）償却資産につきましては固定資産税の科目になるんですけども、課税にあたりましては、総務部あるいは副市長の範囲で課税については決定はいたしております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）答弁が薄いんですけど、ちゃんと了解して責任を持って取っとるんかと聞いとるんです。お答えください。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）私どもは課税する所管として、責任を持って課税させていただいております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）それだけのきっちりとした答弁を頂きたかっただけで、であれば、今回は農業の質問なんでここからは総務部長は聞きませんが、責任を持って平等性を担保して、全てから取っていただきたい。これを要望しておきます。

経済部長、同じです。逆に課税する立場で、やっぱり関係部局と連携してと言うんやったら、さっきの農業委員会にまくつとると言う言い方はあれなんですけど、委託しとるんであれなんですけど、やっぱり現場職員も出向いて、これは課税するぞという気持ちがなかったら本気で整理しませんよ。そこについてどうですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）現状では、この償却資産税の課税について連携は行っていません。ただし、課税、償却資産税の周知等については、農業委員会、それからJAの説明会等、農林振興課職員も同行して話をさせていただいています。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）時間がないので、二点目最後伺います。本市、この償却資産云々とかこれもあるんですけど、一方で経済推進部に定住促進係がありますよね。これ、償却資産税というのがデメリットになって、定住促進の問合せ、僕、受けたんです。逃げられた。この点の矛盾についてどういう見解をお持ちですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）定住促進につなげるために、法に定める課税を行わないということはできないというふうに思っています。ただ、農業振興条例施策規則の支援制度の中に、租税公課の軽減という意味合いで中心経営体等に対し補助制度もありますので、対象となる場合はご活用いただきたいと、そういった移住等の相談に併せて乗っていきたいというふうに考えています。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）そこまでご説明いただけるんやったら、本気度を持って現場でやっていただきたい。定住の係のあの女性、よく頑張ってますやん。窓口対応はしかり、現場に出向いて、女性ならではの目線で、この辺は買物あって、この辺は保育所あって、上手にやっているといますよ。その努力の汗の量が報われない形になつとる。課税をするなと言うとるんとちゃうんです。償却資産税取るなと言うとるんちゃうんです。補助金があるんやったらちゃんと教えてあげた上で、彼女の武器にしてあげてくださいよ。僕

ら河南で3組、4組問合せがあった。もしその人たちが古民家に入ってくれとったら、小学校に何人か入っとる。こども園も入っとる。にぎわいたんです。たかだか4軒でも、僕ら河南からしたらすごい大事なことなんです。デメリットを与えたということは覚えておいてください。僕ら地域にも、その頑張るとる担当係にも。

時間がないんで、三点目、四点目、ええ答弁を頂いておるんで飛ばさせていただきます。

五点目、市民農園ですかね。成果、すばらしいと思います。8割超えて。民営委託は別として、面積を増やす意向はありますか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）市民農園を開設した目的は、壇上でも申し上げましたが、市民の方が農業に興味を持っていただくことですが、制度導入当初、平成元年度には遊休農地の利活用も目的の一つでした。30年前は遊休農地も少なく、農家が高齢により耕作できなくなった便利な土地を市で借り上げて、市民農園として開設したという経過があります。そこから33年が経過して耕作放棄地は市内でも激増し、一つの社会現象となっています。そのことから、新たに市民農園を開設することで、市が土地を借り上げた方と借り上げなかった方に対して不公平が非常に生じるというような理由において、新たな借り上げは現在行う予定はしておりません。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）するしないは僕が決めることではないんで、人気があるんであれば、要望があれば増やしてあげてほしいと思いますけども、その点はその答弁で結構です。

ここからはちょっと踏み込みます。一つだけ伺います。七点目、新ブランドというのは順調なんですか。その価値観について、シンプルにお答えください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）新ブランドについてですが、これまでの活動や関係者の皆さんの協力によって徐々に知名度は上がってきたと考えておりますが、コロナ禍の中、飲食店等への営業活動は進んでおりません。本市の農産物ですので、ほかの農産物を含め地産地消の取組を広げていく必要があると考えています。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ありがとうございます。結果は分からないんで、頑張ってください。品目はちょっと多いかなと思うんですけど、生産者がよければそれで結構でございますので、橋本市のために頑張ってください。

八点目、し尿処理とか生ごみの件でございますね。養鶏場の話はよう分かって、時代がエコになつとるんで今回提案させていただきだけで、何も否定的なことを言うとはわげちゃうんです。何十年に1回の建屋変えるときに、言うといたらよかったのにといいように、この間、九度山町、かつらぎ町長のところに町としての意見を、別に一部事務組合なんで申し上げることはないと言われてたんですけど、町として皆さんが持つこの案内の資料と、「こういう時期に建て替えとか、ひょっとしたらあるかもしれないし、いずれこういうのって、僕、こういう提案したいんですけど、どう思いますか」と言うたら、一応環境とエコの観点から町としての意見としては割と意見交換できたと思っています。要はこういったことを、一部事務組合になるんで橋本市が決めることではないのはよく分かっています。橋本市として提案していかれるかどうかということなんですけど、経済部長はいかがですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ご提案いただ

けますかということですが、し尿や脱水槽、汚泥の処理後に発生する残り物を脱水ケーキと言います。現在は広域ごみ処理場で焼却処理している状況でありまして、新たな処理施設を整備することとなった場合には、整備費に加え、リサイクル及び処理費用などの運営コスト計算をした上で判断を行う必要があります。念のために環境管理センターにも確認させていただきましたが、現段階では何も支援されておらず、何とも言えない状況です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）同じ質問です。水道部長、こういうエコについて、担当課としていかがですか。端的にお願いします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。

このポスター、チラシを見させていただいて、結構なことをしているなど。当然、ごみの減量化、取り組む担当部局としては興味はございます。ちなみに、興味はあるんですけども、最近でも柿の木坂の生ごみをメタン発酵するって実験しました。なかなか効率が悪くて、これは難しいなど。それと、ほかにも担当課がすごいやる気あるのが多いので、市の施設の草を刈ったのを1回たい肥化しようと、こういう取組もしています。これは河川事務所のほうでして、まさしく奈良と同じく配布しています。過去にも、吉原の農集の脱水ケーキをブランド化として無償で配ったことがございます。ただ、機械が壊れた。あと、回収がコストに合わない。過去にも民間事業者がし尿を使って肥料を取り組んだ事例もございます。なかなかいいアイデアでいくんですけど、コスト的に合うかどうか。ただ、私どもの所属としては、こういうことをしてでもごみを減らすというのは意気込みを感じています。ただ、当局としてお金の話もある

ので、これは別として。今頂いたチラシを見まして、まずは現地を1回、視察に行きたいなど考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）思いを理解してくれたらそれで。こういう肥料がある。去年、僕、この肥料を無理を言うて譲っていただいて、白菜を作りました。僕みたいなど素人でも、根菜しか作ったことないんですけど、すばらしい白菜ができて、皆さんと食べたことがあるんですけど、こういうことをしていくことが環境の第一歩である。コストも当然あると思うんですけども、近いうち市長のお許しを頂いた暁には、垣根を越えて調査研究していただきたいと思います。よろしくお願いします。

九点目です。落としどころは同じなんです。課長に無理を言うて僕の政務活動に同行いただいて、古座川町、行ってきました。処理場、この処理場の大きな特徴は、若い人に民営委託してにぎわっている。売上げもぼちぼちやということが一点。もう一つ、これ、最大なんです。多分日本で初めてなんですけど、火葬場を持っているんですね。その火葬場、内臓とか骨とか皮とか、ある程度革製品は財布とかになったり、いろんなものを差し引いた最後のやつを火葬する。そのがらを、根菜とかそっちにいいと思うんです。その栄養成分は農林振興課のほうがよく分かっていると思うんですけど、この生ごみと同じでリサイクルで、土の土壌改良に肥料として役立っている。これも提案したいんです。

本市は鳥獣被害対策、駆除という観点で答弁を頂いておるんですけども、環境省は片やこれ、鳥獣被害対策の最後の始末、矛盾しているところがあるんですよ。農水省と環境省が矛盾しているんですね。これを一つにど

ないか緩和したろうというのが、一つの提案としてこれなんです。これについて答弁ください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）古座川町の食肉処理施設については、今年3月と7月に農林振興課の職員が2度行ってきました。古座川町の施設は、住民と行政の対話を二、三年間行って実現した施設でありまして、平成27年4月にオープンしています。運営については、地域おこし協力隊の活用など非常に前向きな活動によって他地域からも視察がたくさん来られています。

処理の物ですが、ニホンジカが中心で、年間1,200頭が捕獲されています。そのうちの500頭から600頭を加工場で処理しておって、110万円の赤字ですが、町からの指定管理料等で黒字化していることです。建設費につきましては6,780万円で、国と県からの補助金を差し引いて、町で4,650万円負担しています。町負担分は有利な過疎債等が充当されているとのことでした。

さて、議員おただしの件ですが、壇上でも答弁させていただきましたが、本市の鳥獣害から農作物を守るための施策としては、現在駆除と防除で対応しております。そのうち駆除は、鳥獣害の捕獲事業として実施して、1頭当たり1万5,000円を報償費として捕獲者に支払っています。本市での食肉処理加工施設の建設というのは、浄化槽も含め試算で1億円規模になることに加え、昨年の豚熱の流行で捕獲頭数が昨年の3分の1から4分の1と低迷しているという状況の現在において、建設計画を行うことは、大変申し訳ないのですが、できません。

ただし、今後ですが、営利目的で民間等が行う小規模な処理加工施設の整備については、猟友会や地元住民の理解を得られた場合に、

補助金等の獲得支援について市としてしっかりそこは支援したいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）市としての意見はよく分かりました。非常に寂しいでございますね。駆除で取るけども、そのがらはどこへ行くんかって今後考えてほしいと思いますわ。1万5,000円の中に入るとるんやと言うんやったらちゃんと説明してあげたらいいと思うし、ある程度肉食べる分を取ったら、これ、どこへほっとるんでしょね。やっぱりそこまで市は考えらなあかんのとちゃうんかなという事で提案しとるんです。十点目とかぶるんで、一番メインの十点目へ行くんです。

八点目、九点目、この辺の肥料の提案、がらの提案、これらを踏まえた上で、橋本市にないのが、大先輩が道の駅の質問をしとるんですけど、あのとときの答弁も分かるんですけど、今回の答弁も込みで、ある程度三つの要素を構えてやっていくって。ネットのウィキペディアに出てきそうな答弁なんですけどね。こんなと違って、橋本市にこれをつくることで呼ぶんやとか、ただ通過されるだけでええんですかという話なんですよ。これだけ道路の交通量があって、全ての要素が備わっているからつくるんやというのは、今までの人の話ですわ。これをつくることでこのまちを、ただ高野へスルーさせへんぞと、そう思うのが政治ではないんですか。お答えください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今回、この道の駅につきましては、農林振興の観点からお答えさせていただいています。本市において農林業を活性化する、ひいては観光も交通も活性化できるとのおただしであると十分認識しています。高野山の玄関口として、本当に議員おただしのおり通過されるだけでい

いのかということについては、決していいとは思っておりません。もちろん地域活性化の拠点として、道の駅の設置も一つの選択肢であるとは考えています。

ただ、今インターネット等が本当に普及している中で、併せて5Gが導入されたり、キャッシュレス化が進み、消費の形態というのはどんどん変わっていています。全国的に見ましても、そういう動きは既に始まっていますし、道の駅に併設されている直売所でも、通販やEC化が始まっています。つまり、道の駅も経営変革期に入っているということが言えると思います。農林振興の観点からすると、それも間違いではないのではないかと思います。道の駅を新たに作るということではなくて、現直売所の機能を充実されることも選択肢かもしれないというふうに考えています。

本市としては、一次産業である農林振興課の観点からも、今後も経済活性化策として、地元様々な団体と民間事業者と連携して方策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）急がしてごめんなさい。言いたいことがいっぱいあり過ぎてあれなんです。最後です。答弁も結構でございます。

今回は橋本市の図書室のエアコンぐらいクールに行こうと決めとったんで、静かに終わりたいと思うんですけども、僕が言いたいのは、政治的な判断で決めていかなあかん物事というところが、道の駅が一つであると考えます。この間、先輩議員の古墳の話、当然、私からしたら黒河道、観光資源がたくさんあって、ヘラブナ釣りもそうですわ。都合のええときだけこんなあるってそっち側が言うて、こっちが必要や、整備しよらと言ったら、何にもついてこんと消極的な答弁して、

金ない、金ないって。それはいろんな諸事情があるんで、それは決めればいいですけど、そういった答弁が来るんやったら、もう用事ないかなって、もうええかなって僕、思うんで、やる気のある職員、僕のところへ話をしに来てください。ほんまに寂しいことを言うんですけど、水かけ論をしてもしゃあないんで、本当に橋本市に人を寄せて、コロナが明けたときにぎわくんやというど根性を見せるときというのが今やと思うんです。動画もしかり、いろんな教育もしかり。だから、今後自分は一人で頑張っていくんで、そのときはまたウィン・ウィンで是々非々で協力してください。よろしくお願いします。終わります。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時41分 休憩）